

子育てに不安や悩みを感じたら…

お住まいの市町役場、子育て支援窓口もしくは下記のダイヤルへ。



24時間365日

0776-24-3654

嶺北にお住まいの方

福井県総合福祉相談所

0776-24-5138

福井市光陽 2-3-36 FAX 0776-24-5139



名称	所在地	電話番号
福井県福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1116
福井県丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
福井市：子ども福祉課	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5412
大野市：児童福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-1111 (代表)
勝山市：福祉・児童課	勝山市郡町1-1-50	0779-87-0777
鯖江市：児童福祉課	鯖江市西山町13-1	0778-53-2224
あわら市：子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8021
越前市：児童福祉課	越前市府中1丁目11-2	0778-22-3628
坂井市：児童家庭課	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3042
永平寺町：子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-7250
池田町：保健福祉課	池田町藪田5-3-1	0776-44-8000
南越前町：保健福祉課	南越前町東大道29-1	0778-47-8007
越前町：子育て支援課	越前町西田中13-5-1	0778-34-8725
越前市児童家庭支援センターたけふ	越前市芝原1丁目1-8	0778-22-3077
あわら児童家庭支援センター	あわら市田中々3-25-7	0776-78-7933
おくえつ児童家庭支援センターめぐみ	大野市春日65-92	0779-69-1324

嶺南にお住まいの方

嶺南振興局敦賀児童相談所

0770-22-0858

敦賀市角鹿町 1-32 FAX 0770-22-0860



名称	所在地	電話番号
嶺南振興局二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
嶺南振興局若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
敦賀市：児童家庭課	敦賀市中央2丁目1-1	0770-22-8125
小浜市：社会福祉課	小浜市大手町6-3	0770-53-1111 (代表)
美浜町：健康福祉課 (子育て支援センター)	美浜町興道寺38-4	0770-32-0912
高浜町：保健課	高浜町和田117-68	0770-72-2493
おおい町：住民福祉課	おおい町本郷136-1-1	0770-77-1111 (代表)
若狭町：子育て支援室	若狭町市場20-18	0770-62-2704
児童家庭支援センター白梅	小浜市木崎14-1-1	0770-56-5870

出産や育児に
不安や悩みをかかえていませんか？



子ども虐待防止 オレンジリボン

子育てに不安や悩みを感じたら…

ふくい 24時間 365日よ

24時間365日 **0776-24-3654**

または下記の児童相談所へ。

嶺北にお住まいの方 **0776-24-5138** 総合福祉相談所
嶺南にお住まいの方 **0770-22-0858** 敦賀児童相談所

もしくはお住まいの市町役場の児童福祉担当課へご連絡ください。

福井県

出産や育児のことで悩んでいたら、 お近くの市町窓口や児童相談所に相談ください!

例えば

- 自分だけがうまく子育てできない等の不安がある
- 夫が育児に協力してくれない
- 助けてくれる人がいない
- 経済的に困っている
- 子どもが言うことを聞かない
- 子どもの行動が気に入らない
- この子がいなかったらと思う
- 自分を追い詰めている
- …など

お気軽にご相談ください!

虐待に至る前に、誰かに相談したり、地域の子育て支援センター等を活用しましょう。

子育て支援センターや保健センター、児童相談所には保育士や保健師、心理職などの専門職がいます。

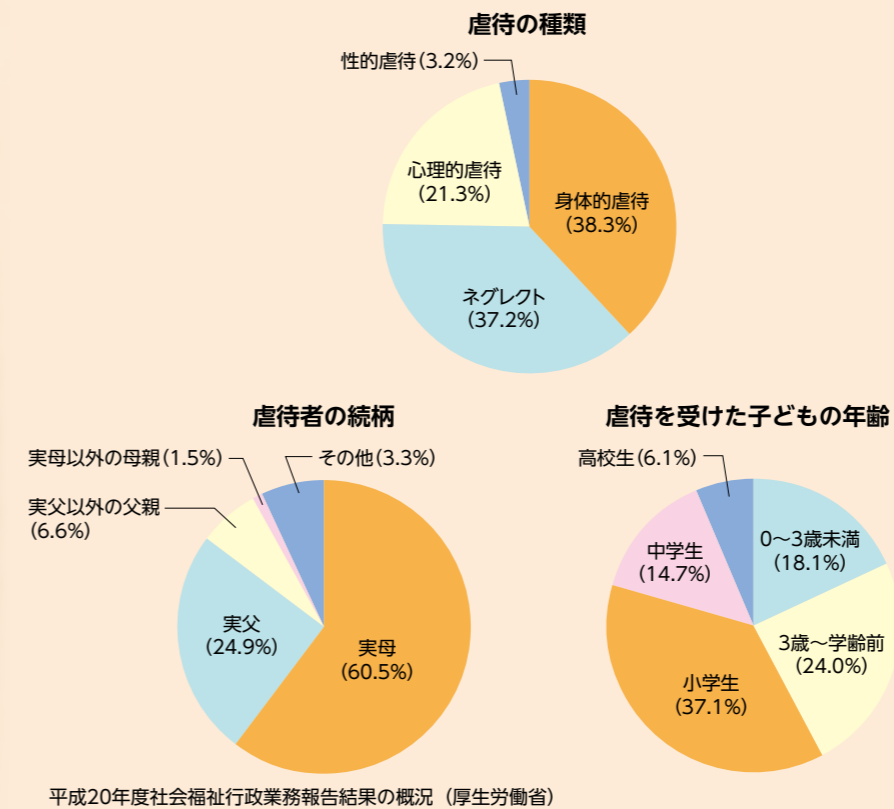
悩んでいるお母さんやお父さんと一緒に考えることができます。



児童虐待とは?

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が子どもに対し次の行為をすることをいいます。
(これらの行為は保護者の意向にかかわらず、子どもの視点で判断します)

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスを行うこと など



「しつけ」と「虐待」の違い

“親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断する”

多くの場合、虐待している親は、自分の行為を「しつけ」と主張します。実際問題として「しつけ」と「虐待」の違いを明確にするのは難しい問題です。しかし、重要なポイントは親が「しつけ」と思っている、その行為が子どもの心身を傷つけるものであるならば虐待であるということです。つまり、「しつけ」と「虐待」の違いは、親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断されるものなのです。

子育てに不安や悩みを感じたら…

こんなことはありませんか？

- こどもはわざと私を困らせているように感じる
- 育児書や育児雑誌を読むと心配になる
- 自分は母親としてダメだと思う
- 子どもを育てることが負担に感じる
- 子どもを育てるため、自分ばかりが我慢している
- もうどうしたらよいかわからない

①電話相談を利用しましょう

ふくい 24時間 365日よ
24時間365日 **0776-24-3654**

または下記の児童相談所へ。

嶺北にお住まいの方
総合福祉相談所 **0776-24-5138**
嶺南にお住まいの方
敦賀児童相談所 **0770-22-0858**

もしくはお住まいの市町役場の児童福祉担当課へご連絡ください。

②仲間づくりをしましょう

③いろいろな育児支援を利用しましょう

詳しくは、お住まいの市町役場へ

イライラして、 虐待しそうと思ったら…

- 子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう
- 深く、深呼吸してみましょう
- あげたその手で、電話を持って、相談してみましょう